

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 10 件

福岡厚生年金 事案3713

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（41万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月1日から同年10月1日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、申立期間前後の期間における標準報酬月額と比べて、低い金額で記録されていることが分かった。

申立期間当時は、取締役として勤務しており、給与が大幅に減額されたことは無い。

昭和58年5月分の給与明細書及び57年分から59年分までの給与所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、41万円から22万円に減額して改定されていることが確認できる。

しかしながら、法人登記簿により、申立人は申立期間を含め、平成6年9月26日までの期間において継続してA社の取締役に就任していることが確認できる上、申立期間当時、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる当時の取締役12人のうち、申立期間の標準報酬月額が減額されているのは申立人のみであるところ、同社は、「取締役の報酬は、取締役会及び株主総会の議決を経て決定することから、社長や一部の取締役の権限で簡単に減額できない。」と回答しているとともに、当時の取締役は、「事業所として、資金繰りに困ったことは無い。役員報酬は、取締役会及び株主総会の議決を経て決定されるが、申立人の報

酬が減額されたことは無い。」と回答している。

また、申立人が所持する昭和58年5月分の給与明細書及び58年分の給与所得の源泉徴収票において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

一方、前述の被保険者名簿によると、申立人の下段に記載された同僚について、申立期間直後の昭和58年10月の定時決定で標準報酬月額が41万円から22万円に減額して改定されていることが確認できるところ、法人登記簿により、当該同僚は、57年9月14日付けで取締役を退任し、監査役に就任していることが確認でき、同社及び当時の取締役は、「監査役報酬は、取締役の約半分である。」と回答している。また、前述の被保険者名簿において、前述の取締役を退任し監査役に就任した同僚の被保険者氏名欄に、申立期間について月額変更届が提出され標準報酬月額が22万円に変更されたことがうかがえる「月変220」の記載が確認できるものの、標準報酬月額の変遷欄には改定記録は確認できず、当該同僚の上段に記載された申立人の標準報酬月額の変遷欄において、申立期間の改定記録が確認できる。以上のことから判断すると、前述の被保険者名簿において当該同僚の標準報酬月額の変遷欄に22万円と記載すべきところ、誤って申立人の標準報酬月額の変遷欄に記載されたことがうかがえる。

これらの事実を総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、前述の被保険者名簿の申立人に係る昭和57年10月の改定記録から、41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

- 1 事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間①の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額の記録を、平成4年4月から同年9月までは22万円、同年10月から6年2月までは24万円に訂正することが必要である。
- 2 申立人は、申立期間②において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成6年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月1日から6年3月31日まで
② 平成6年3月31日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A社に勤務していた申立期間①に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額より低い金額で記録されていることが分かった。申立期間①に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

申立期間②については、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成6年3月31日と記録されていることが分かったが、私は、同日まで同社に勤務し、同年3月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、当初、平成4年4月から同年9月までの期間については22万円、同年10月から6年2月までの期間については24万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年3月31日）の後の6年5月9日付けで、4年4月1日、同年10月1日及び5年10月1日に遡って11万8,000円に減額処理されていることが確認で

きる上、同社に係るオンライン記録により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる事業主及び申立人を除く従業員 30 人全員についても、同日付けでそれぞれ標準報酬月額が遡って減額処理されていることが確認できる。

また、A社の事業主及び当時の経理担当者は、「当社は社会保険料の滞納があり、事業主が社会保険事務所に出向き、遅延しながらも保険料を分納していた。」と供述していることなどから判断すると、申立期間当時、同社は、社会保険料を滞納していた状況が推認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成6年5月9日付けで行われた標準報酬月額の遡及処理は事実即したものととは考え難く、4年4月1日、同年10月1日及び5年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったものとは認められないことから、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、4年4月から同年9月までは22万円、同年10月から6年2月までは24万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②については、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年3月31日）の後の平成6年5月9日付けで、同年3月31日に遡って申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人及び申立人が記憶する同僚は、「A社は、B社に売却されたが、従業員は、平成6年4月1日付けで、B社に移籍し、勤務場所、勤務内容等に変更は無かった。」と供述している上、A社の事業主は、「申立人は、平成6年3月31日までは当社で勤務しており、同年3月分の厚生年金保険料を給与から控除していると思う。」と回答していることなどから判断すると、申立人が申立期間②において同社に勤務していたことが確認できる。

また、法人登記簿によれば、A社は申立期間②において法人事業所として継続していることが確認できる上、前述の事業主及び同僚の供述などから判断すると、同社は、申立期間②においても、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成6年5月9日付けで行われた厚生年金保険被保険者資格の喪失処理は事実即したものととは考え難く、申立人の被保険者資格の喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の被保険者資格の喪失日に係る記録を同年4月1日とすることが必要である。

また、申立期間②の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 11 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 11 月から 58 年 12 月まで

「ねんきん定期便」が届き、年金記録を確認したところ、申立期間において国民年金保険料が未納となっていた。納付した時期ははっきりしないものの、大学を卒業後、国民年金に未納期間がある旨の連絡を受け、私の母が、A市役所B出張所の臨時窓口で、未納期間分の国民年金保険料を 24 か月分まとめて納付した記憶があり、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、国民年金保険料を納付した際の経緯や納付方法について、「息子が大学を卒業した後、国民年金に関する郵便が届いたため、A市役所B出張所へ行き、未納者が集まって保険料を納める所があり、金額は憶えていないが、そこで 24 か月分まとめて納付した。息子は、C資格を取るため、大学卒業後すぐに、知り合いの会社に勤務し、厚生年金保険を掛けたため、納付した国民年金保険料は、大学を卒業後に厚生年金保険に加入するまでの期間のものであった。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、職権により昭和 60 年 9 月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿及び職権適用払出簿により確認でき、当該記号番号が払い出された時点においては、既に申立期間の大部分は時効により納付できない期間である上、申立人に上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が大学を卒業後の昭和 59 年 4 月から C 資格を取得する 61 年 12 月まで勤務したとする D 事業所及び E 事業所についてオンライン記録を確認したところ、いずれの事業所においても、申立人が勤務していたとする期間

は、厚生年金保険の適用事業所に該当していない上、申立人に係るオンライン記録から、当該期間において、申立人は国民年金被保険者となっており、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和 59 年 1 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることがオンライン記録により確認できるところ、F 市において申立人と同じ時期（昭和 60 年 9 月）に職権で国民年金手帳記号番号を払い出された者が 197 人おり、このうち 60 年 3 月分以前の過年度納付を行った者が 68 人、さらにこのうち 59 年 1 月分以降の国民年金保険料を納付している者は 66 人（うち 21 人は、納付開始が申立人と同じ昭和 59 年 1 月分からになっている。）であり、申立人の母親は、「24 か月分の納付案内が来たので全額納めた。」と供述していることから判断すると、過年度分の国民年金保険料を収納するために、社会保険事務所（当時）の職員が、61 年 2 月以降に出張し、市役所の出張所内の臨時窓口で、申立期間の直後からの時効にかからなかった国民年金保険料を収納した可能性が高いことがうかがえる。

加えて、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 7 月 1 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

A社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に、A社に勤務していた複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社は昭和 49 年 12 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は死亡している上、同社の関連事業所であるB社の後継事業所であるC社は、「A社に係る関連資料は見当たらない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、「A社では、申立期間当時、D職として勤務していた。」と供述している上、複数の同僚が、「D職については、一定の養成期間を経過した後、D職としての職務に就き、給与は出来高払いであり、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に同社においてD職として勤務していたとする同僚の多くが、入社後に厚生年金保険被保険者の資格を取得した後一旦同資格を喪失し、再度、同社において申立人と同日付けの昭和 37 年 7 月 1 日に同資格を再取得していることが確認できることから判断する

と、当時、申立事業所では、全ての従業員を必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情とともに、加入させたとしても、全ての勤務期間について必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人は、昭和 36 年 2 月 1 日に整理番号で厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 4 月 1 日に同資格を喪失した後、37 年 7 月 1 日に再度別の整理番号で同資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3716（事案 3164 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 8 月 1 日まで
② 昭和 38 年 7 月 1 日から 39 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 49 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

年金事務所で標準報酬月額の記録を確認したところ、A社に勤務していた全ての申立期間における標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低い金額で記録されていることが分かったので、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったところ、全ての申立期間について記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな資料として申立期間当時の信託通帳及び再度作成した申立期間当時の給与額の検証表等を提出するので、再度調査の上、全ての申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

全ての申立期間に係る申立てについては、i) A社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は廃棄しており、申立人の厚生年金保険料の控除の状況については不明である。」と回答していることから、申立人の全ての申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料を得ることができないこと、ii) 申立人の全ての申立期間に係る標準報酬月額について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、当該被保険者名簿において、全ての申立期間の標準報酬月額に不自然な訂正が行われた形跡はうかがえないこと、iii) 申立人が、全ての申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 12 月 24 日付け

で年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う給与が支給されていたことを示す新たな資料として、申立人に係る金融機関の信託通帳、及び申立期間当時における職員労働組合の回覧紙、A社社史、「国鉄運賃表」等を参考に申立人が記憶に基づき作成した給与額の検証表等を提出しているが、当該資料により申立人が申立期間においてオンライン記録を上回る額の給与を支給されていた可能性はうかがえるものの、全ての申立期間においてA社から申立人に支給された具体的な給与支給総額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

その他に、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、全ての申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 10 月 1 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、A事業所に勤務した期間において、申立期間の標準報酬月額が、当該期間前後の標準報酬月額よりも低い額になっている。在職途中で給与が3万円も減額された記憶が無いにも関わらず、標準報酬月額が下がっていることに納得できない。

申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した平成 11 年 9 月分の給与・賞与支給明細書から、総支給額に見合う標準報酬月額は 47 万円であることが確認できるものの、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は 44 万円であることが確認でき、当該標準報酬月額は、A事業所が加入するB厚生年金基金が保管する申立人に係る年金額・一時金額計算書に記載された標準報酬給与月額、及び申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額のいずれの記録とも一致している。

また、申立人が保管するB厚生年金基金が作成した年金給付裁定（改定）通知書において、計算の基礎となる平均標準給与月額は、オンライン記録から算出される標準報酬月額の平均額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額が 44 万円であり、その直

前の標準報酬月額が 47 万円より、3 万円の減額になっていることから、給与が 3 万円も下がった記憶は無いと主張しているところ、厚生年金保険における標準報酬月額を決定するに当たり、それぞれの標準報酬月額の等級において、報酬月額の範囲が決められており、標準報酬月額 44 万円は 42 万 5,000 円以上 45 万 5,000 円未満、標準報酬月額 47 万円は 45 万 5,000 円以上 48 万 5,000 円未満となっていることから、必ずしも報酬月額が 3 万円の減額にならずとも標準報酬月額が下がることが考えられる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 1 日から 55 年 6 月 1 日まで

A社に昭和 51 年 6 月 1 日付けで入社し、56 年 6 月 30 日まで勤務した。入社後、3 年くらいたった時に、社長から「経営難なので、辞めてくれな
いか。」と言われ一旦退職したが、1 週間くらいたって、社長から「また
A社で働いてくれ。」と連絡があったので、すぐに再入社した。年金事務
所の記録では、51 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、
55 年 6 月 1 日に再度取得した記録となっているが、一旦退職してから再入
社までの期間は 1 週間くらいである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、元事業主の妻が保管する昭和 51 年 9 月 28 日付けの社会保険事務所
(当時)の受付印がある健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に
は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は「昭和 51 年 9 月 1 日」、
「昭和 51 年 8 月 31 日退職」と記録されていることが確認できるところ、当該
資格喪失日は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン
記録と一致していることが確認できる。

さらに、元事業主の妻が保管する昭和 52 年 8 月 4 日付けの社会保険事務所
の收受印がある同年 10 月の定時決定に係る標準報酬定時決定通知書には、申
立人の氏名は無い。

加えて、元事業主の妻が保管する昭和 55 年 6 月 3 日付けの社会保険事務所
の受付印がある「被保険者資格取得確認、決定、記録通知書」には、申立人に
係る資格取得日欄には「昭和 55 年 6 月 1 日」と記録されていることが確認で

きるところ、前述の被保険者名簿において、申立人は昭和 55 年 6 月 1 日に再度資格を取得していることが確認でき、当該資格取得日も、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、法人登記簿の記録によると、A社は平成 19 年 3 月 31 日に株主総会の決議により解散し、同年 6 月 5 日に清算終了となっており、当時の貸金台帳等の資料は無く、事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない上、複数の同僚及び元事業主の妻に照会したが、申立期間における申立人の厚生年金保険の加入状況等に関する具体的な供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 37 年 7 月 1 日まで

昭和 35 年 4 月 1 日から A 社に勤務していたが、年金事務所の記録では、同社の親会社である B 社（現在は、C 社）において 37 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したこととなっており、35 年 4 月 1 日から 37 年 7 月 1 日までの期間に係る被保険者記録が確認できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 社に勤務していたと供述しているところ、適用事業所名簿において、当該事業所は昭和 40 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できるものの、C 社の回答、及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が名前を挙げた A 社の複数の同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間について、B 社が、A 社の従業員を、B 社において厚生年金保険に加入させていた状況が認められる。

申立人が名前を挙げた同僚が「申立人は A 社で勤務していた。勤務期間は 3 か月という短期間ではなかった。」と供述していることなどから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚 D（A 社に係る雇用保険被保険者資格の取得日は昭和 36 年 10 月 26 日、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険被保険者資格の取得日は 37 年 2 月 1 日）は、「私は、昭和 36 年 9 月又は同年 10 月に A 社に入社したが、申立人は私の後に

当該事業所に入社した。当時、見習い期間があつて、この期間は厚生年金保険の被保険者ではなかった。」と供述しており、申立人も「同僚DがA社に入社した後に入社した。」としている上、申立人が名前を挙げた別の同僚Eが、当時の事情を知る者として紹介した同僚F（A社に係る雇用保険被保険者資格の取得日は昭和37年5月5日、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年9月1日）は、「当時、見習い期間があつた。」と供述しているところ、申立人及び同僚Dは、「同僚Fは、申立人の後にA社に入社した。」としていることから判断すると、当該事業所は、従業員を、必ずしも、入社と同時に当該事業所の親会社であるB社において厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間に、申立人の名前は確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3720（事案 2478 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月8日から同年9月1日まで

A社で昭和30年8月30日に支給された給与の残業深夜手当が不足しているとして、同僚をリーダーとして同年8月31日の夜勤明けに社長と交渉したが、認められなかったため退職した記憶があるにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録では同年7月8日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したとされているため、前回申立てにおいて、同日から同年10月2日までの期間について、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回、申立期間を変更するとともに、当時、事務員だった同僚の証明書、及び申立期間においてA社が慰安のために主催した海水浴の写真を提出するので、再度調査の上、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、i) 当時の事業主は不明であること、ii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、申立人を記憶していないこと、iii) 当該被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和30年7月8日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる上、資格喪失時に申立人の健康保険被保険者証が社会保険事務所に返納されたことを示す「証返納済」印も確認できることなどを理由として、既に当委員会において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができないとの判断がなされている。

今回、申立人は、申立期間当時、申立事業所の事務員だったとする同僚が「私は、昭和 30 年 5 月 1 日から同年 9 月末日まで 5 か月間勤務した。申立人が同年 8 月末日まで勤務したことは間違いない。」と記載した書面を提出し、申立期間において勤務していたと主張しているものの、被保険者名簿において、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録は同書面に記載された勤務期間と相違することが確認できるところ、当該同僚は、「申立人の退職時期は憶えていない。私は昭和 30 年 4 月に臨時という位置づけで A 社に入社したが、私の退職時期も憶えていない。」と供述していることから、当該書面をもって申立人が申立期間において勤務していたと推認できない。

また、申立人から提出された写真から申立人が申立期間において勤務していたこと、及び厚生年金保険料が控除されていたことは推認できない。

これらを総合的に判断すると、今回新たに提出された資料が、当委員会の当初の判断を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の判断を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3721（事案 3233 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚年年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月 1 日から平成 4 年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた昭和 61 年 10 月 1 日から平成 5 年 7 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与の金額に見合う標準報酬月額と相違しているので、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録訂正には至らなかった。

A社では、毎年昇給が行われていたことから、昭和 60 年 10 月 1 日から平成 4 年 8 月 1 日までの期間において標準報酬月額が下がっている期間及び変動していない期間があることは不自然であるので、再度調査の上、申立期間における標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、i) B厚生年金基金が提出した申立人に係る加入員適用記録により確認できる標準給与月額とオンライン記録上の標準報酬月額は一致している上、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できないこと、ii) 申立人が提出した平成 5 年 6 月分の給与明細書では、給与支給総額は 43 万 6,500 円となっており、オンライン記録上の標準報酬月額（30 万円）を超えていることが確認できるものの、厚生年金保険及び厚生年金基金に係る控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料控除額であることが確認できること、iii) オンライン記録では、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したところ、「申立人に係る記憶はあるが、当時の関連資料は無く、申立人に係る標準報酬月額の取扱いについては分からない。」と回答している上、申立期間当時、厚生年金保険の被

保険者記録が確認できる同僚は、「当時、標準報酬月額については、給与支給総額のうち手当等を含めない金額を社会保険事務所（当時）に届け出たのではないか。」と供述していることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 1 月 27 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな関連資料等の提出は無いものの、A社では、毎年昇給が行われていたことから、申立期間において標準報酬月額が下がっている期間及び変動していない期間があることは不自然であるとして、申立期間を変更し、再度申立てを行っているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 1 月 1 日から 4 年 7 月 23 日まで

A社に事業主として勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額 50 万円に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得時における標準報酬月額は、平成 2 年 1 月においては当初 26 万円と記録されていたが、同年 3 月 13 日付で 9 万 8,000 円に減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は給与支給額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間当時、毎月の給与支給額は 50 万円であったため、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしいと申し立てている。

しかし、A社は平成 4 年 7 月 23 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社の代表取締役であった申立人は、申立期間に係る賃金台帳、給与明細書等の資料を保管していないため、当該期間における報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

また、申立人は前述の減額処理に係る届出は行っていないとしているが、オンライン記録によると、平成 2 年 10 月及び 3 年 10 月における定時決定の標準報酬月額は 9 万 8,000 円と記録されている上、全国健康保険協会 B 支部に照会したところ、同協会 B 支部は、「申立人は、平成 4 年 7 月 23 日に健康保険任意継続被保険者の資格を取得し、その標準報酬月額は 9 万 8,000 円であった。当時、当該被保険者の資格取得者には、その標準報酬月額を記載した通知が交付されていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、前述の減額処理については社会保険事務所（当時）の処理が不合理であったとまでは言えず、このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 4 月 12 日から 21 年 1 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低い金額で記録されている。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社が保管する給与管理表において確認できる申立人の申立期間の給与支給額は、申立人が同社からの給与が振り込まれたと主張する、金融機関が提出した申立人に係る預金取引明細表により確認できる振込額と一致する。

しかしながら、前述の給与管理表において確認できる申立人の申立期間における給与支給額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額を上回ることは確認できるものの、当該給与管理表において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等により、申立期間当時、事業主がオンライン記録どおりの標準報酬月額（14万2,000円）を社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できる上、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられて

いるなどの不自然な点は確認できない。

さらに、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3724

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成 2 年 2 月 28 日と記録されているが、同日まで勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の A 社における離職日は平成 2 年 2 月 27 日とされており、当該離職日の翌日は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日（平成 2 年 2 月 28 日）と一致していることが確認できる。

また、B 社は、「申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答しており、申立人が名前を挙げた同僚等に照会しても、申立内容を確認できるような供述が得られないため、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。